博士小林正信（比較社会文化・九州大学）

研究内容

※中近世中央政治史※足利幕府論※織田政権論※統一国家体制論（豊臣政権論）

※幕藩体制成立史論幕府論※公家一統の研究※室町幕府奉公衆の研究

※天正十年六月政変の歴史的意義※戦略論による桶狭間の戦いの再検証

　　　　　　　　　　　　　　　論著

『織田・徳川同盟と王権―明智光秀の乱をめぐって』（岩田書院、２００５年）

３７３頁

　『正親町帝時代史論―天正十年六月政変の歴史的意義―』（岩田書院、２０１２年）５６２頁

（学位論文および近著『正親町帝時代史論』骨子）

本著は、博士の学位（比較社会文化）審査にあたり、前著の実証性をより高めることを九州大学から要求されたため、全面的に改稿し、さらに二つの論文を増補改稿して出版したものです。したがって、国立国会図書館に永久保存された論文の表題は、前著の題名となっています。

天正十年六月の政変は、中世と近世の大きな空白であり、信長、光秀といった個人の問題の次元ではなく、日本史全体にも派生していく重大な事案であることから、国家原理そのものに直面することになります。また本著は、桶狭間の戦いから歴史を大きく塗りかえることになります。なお論文は、発表年月順に、掲載されていますので、時系列的に本著の内容を以下、簡略に説明します。

まず、第七章に詳述してありますが、桶狭間の戦いにおいて、信長は将軍足利義輝から強力かつ有効な支援を受けており、前年の永禄二年に予定されていた今川義元の上洛作戦は、長尾景虎の春から秋までの在京によって、開戦を一年遅らせることに成功し、迎撃の準備を整えました。

信長は不十分にせよ、将軍の命によって、周辺諸国からの援軍によって自軍を総動員させることが可能となり、奇襲ではなく、伏兵によって義元のみならず、その家臣団に大打撃を与えました。

この戦勝により、義輝は直ちに景虎に命じ、義元の背後にいた北条氏康と古河公方足利義氏に報復攻撃を行い、翌年春に小田原城を包囲させました。信長は景虎同様に、幕府と深い関係にあったことになります。信長がやみくもに天下統一のために上洛したというのは、幻影にすぎません。

関東の情勢はこう着状態となり、義輝政権は、再び三好・松永の勢力と対立を深め、信長に上洛を命じますが、これを察知した両者に義輝は永禄８年５月１９日、御所を包囲されて横死します。こうして信長は上洛への大義名分を失います。三好三人衆は、朝廷に近い松永久秀らと対立し、阿波公方の義栄を将軍に就けようとしますが、生き残った義輝の旧臣たちは義輝の弟覚慶（義昭）を奉じます。彼らは信長に支援を要請し、その中心人物が、後に明智光秀と名乗ると類推されます。

信長は、永禄１１年９月２６日に上洛し、１０月１８日に義昭が征夷大将軍となりますが、光秀が史料に登場するのは、公家の日記はもとより、当時代に成立した軍記、茶会、連歌会の記録も含めて、その記録は、11月14日以前には、一切ありません。信長による改姓改名があったと考えられます。

信長は、将軍となった義昭から副将軍、管領の地位に就くように要請されますが、返事をせず、翌年正月に義昭を三好三人衆が襲うと、急きょ八万ともいわれる兵を動員して上洛することにより武威を示し、自身が、将軍や幕府にとって不可欠な存在であることを、天下に認めさせます。

信長は、この機に乗じて幕府の政務全般を担う統治権的支配権を義昭に要求し、委任されます。信長は幕府の法度（殿中御掟）を定めているので、その構成員であったことは自明であり、以後、信長の文書は、管領と同じ形式のものを使い、将軍と幕府の名において天下に号令します。

その地位は、幕府創成期の足利直義と同等のものであったのですが、尊氏・直義兄弟同様、深刻な権力闘争に発展します。それは将軍が武家階級の利益を代表し、信長は、寺社・本所（荘園領主）の利益を保護する役割をも担うことから、両者は利害関係に矛盾を抱えるからであり、信長が義昭やその周辺による寺社などへの違乱を責める内容の文書は、枚挙にいとまがありません。

信長は、「殿中御掟」によって幕府の法度を定め、五箇条の「事書」によって、自身が委任された権限と両者の約束を確認し、｢異見十七カ条｣では、強く警告するといった手続きを成文で示しています。一連の文書は、義昭を排除するものというよりは、自身の権限を主張するものです。

義昭と信長の対立はやがて武力闘争にまで発展し、光秀を中心とする親信長派の幕府奉公衆・奉行衆は義昭をみかぎり、孤立した将軍は出奔します。信長と幕府機構を牛耳る光秀は相互に協力することで幕府政治は将軍不在のまま機能し、畿内政治は安定化します。織田政権とは、光秀が坂本・亀山という京都防衛のための東西の要衝を授かっていたことからも、「織田・明智」体制といっても過言ではありません。光秀の地位は、伊勢氏の最盛期に比肩し、政所執事格と言えます。

その後、織田政権の領域的支配権は拡大し、かつてない強力な統治権を獲得することによって、信長は幕府の再興を放棄し、盟友徳川家康とともに、新しい武家支配体制に移行することを次第に表面化させていきました。それが確実になった証が、いわゆる「三職推任問題」となります。

信長の変心に光秀傘下の奉公衆・奉行衆などは強く反発し、将軍を奉じて戦う毛利氏との戦いに動員されるに及んで、京都へ戻ってきてしまう結果になったのです。これは守護大名をけん制し、将軍と幕府を守るという、奉公衆本来の役割を果たしたことにもなります。

ここで、三鬼清一郎氏が「濃尾から近江にかけて領国支配を拡大した信長も、伝統的に寺社本所勢力が強い畿内の支配は十分ではなかった。室町幕府の奉公衆・奉行人でもあった土豪層と結びついていた。このような在地構造をもつ畿内を自己の権力基盤とすることができなかったところに、織田政権が自滅せざるをえない要因がひそんでいたものと思われる」とした１９８１年の見解（『鉄砲とその時代』）が、裏付けられることになります。この文脈の中で、光秀本人が奉公衆であったこと、ここで指摘された矛盾が「織田・明智」体制によって補完されていた事実は確認できます。

こうして、「明智光秀の乱」は、室町幕府体制を守るための制度防衛であったとする歴史的必然性が実証されたことになります。

ところが、この結論によって、山崎の戦いにおける光秀の惨敗は、室町幕府の組織的な滅亡と規定できる以上、織田・足利新旧二つの武家政権が、わずか十二日間で相殺されたことになります。

同時にそれは関白と一体化した統一国家体制（豊臣政権）を成立させる前提となったことからこの問題は複合化している、との結論にいたります。なぜなら正親町帝は、即位以来、朝廷の衰微により葬礼すら滞る現状に怒り、幕府に無断で改元し、キリシタンもその意向によって追放するなど武家政治の統治権に公然と介入しただけでなく、「公家一統」の政治を目論んでいたからです。

帝は、松永久秀、毛利元就など義輝政権と対立する武家を取り込み、天正二年には信長を関白にして、天皇と関白が一体化した「公家一統」の政治を実現しようと試みました。この思惑が失敗したことから、帝は信長の家臣であった秀吉をその地位に就けることになった、と考えられます。

信長は、幕府の朝廷政策を批判し、経済的は支援しましたが、帝の要請を拒絶しただけではなく、九年間も譲位を要求し続け、帝の側近竹内三位を殺し、朝山日乗を追放し、さらに比叡山を焼き討ちにし、日蓮宗を追放するなど、朝廷の支持基盤に対して躊躇なく弾圧しました。そして信長は誠仁親王を擁立して、朝廷を上御所と下御所に分断します。それでも帝は譲位せず、天正九年に左大臣推任の際、信長が帝の任命権を否認すると、信長の更迭を決意したと思われます。

光秀の盟友細川藤孝は幕府御供衆であったという経歴とともに、天皇の侍従でもありましたが、その両属性が、ここで問われることになります。帝の側近で王政復古を信長によって成し遂げようとした三条西実澄と藤孝は古今伝授の秘伝によって、強い師弟関係にありました。

光秀は、無防備なまま主だった重臣たちを引き連れて堺に来ていた家康を取り逃がした段階で、破滅します。なぜなら東部で家康率いる三河・遠江・駿河の軍勢による逆襲が確実となり、その敗北は決定的です。本来光秀に味方するはずの畿内周辺諸勢力は躊躇し、その上これに備えるために、明智秀満などを東部に配置せざるをえず、西部に軍勢を集中させることができませんでした。家康一行の逃亡の成功は、偶然でも不可抗力でもなく、深刻な裏切りとしか考えられません。

事件前後、藤孝の所在は、5月中旬から６月９日まで不明ですが、米田求政、里村紹巴、津田宗及、大村由己、吉田兼見など連歌会の常連、実澄の弟子でもある藤孝周辺の文化人グループが、活発に動き回り、その政治的な方向性は、藤孝や帝と同じであり、彼らは秀吉とも通じていました。

以上のごとく、本著は、この問題を国家論・社会論の次元にまで論点を引き上げます。

　幕藩体制の原型は、本来、信長が平家・太政大臣として公武を統括して室町殿の支配領域を継承し、家康が関東の公方の領域を引き継いで、征夷大将軍となる武家独裁の支配体制にありました。この信長の政権構想は、大御所家康と将軍秀忠、大御所秀忠と将軍家光の関係と同じ類型であり、織田・徳川同盟が幕藩体制の基礎となった、と結論づけます。

　信長の政治目的は、一貫して領域的支配権の拡大による統治権的支配権の確立であり、主従制的支配権の克服にありました。また中世社会では、裁判権、その裏づけとなる暴力手段は各権門に分散されていましたが、信長は武家階級にそれを集中させることで武家独裁の政治の実現することにありました。それはそのまま江戸幕府に継承されたことになります。また、本著が近世政治史全般にわたり、不可欠の理解となりうる理由ともなります。